

## 第5期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第1回）

### 1 日 時

令和4年11月14日（月） 午前10時から正午まで

### 2 場 所

東京都庁第二本庁舎 10階 201・202 会議室

### 3 出席者

浜教育長

和田委員長、宮古委員長職務代理者、中村委員、梅田委員、角南委員、坂上委員、藤木委員（7名）

※ 欠席 加藤委員、田中委員、瀬戸本委員（3名）

### 4 事務局参加者

小寺指導部長、栗原指導部指導企画課長、堀川指導部高等学校教育指導課長、富永主任指導主事（義務教育指導課）、西岡主任指導主事（特別支援教育指導課）、西尾統括指導主事（東京都教育相談センター）、坂本教職員研修センター研修部教育開発課長、千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当）、久保田指導部主任指導主事（産業教育担当）、美越指導部主任指導主事（不登校施策担当）、志村指導部主任指導主事（人権教育担当）、海馬澤統括指導主事（生活指導担当）、渡邊統括指導主事（生活指導担当）、佐竹統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、小鍛冶統括指導主事（不登校施策担当）

### 5 傍聴者

2名

### 6 報道機関

取材0社

### 7 審議内容

(1) 専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進について

(2) 「いじめ防止対策推進法」第28条及び第30条第1項に基づく報告について

## 8 審議記録

### 【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

開会に先立ちまして、委員の皆様には2点の御連絡とお願いを申し上げます。

1点目は資料の確認です。資料につきましては、次第の下に一覧を記載しております。資料はタブレット端末にて表示をさせていただいております。御確認の上、不備等ございましたら事務局までお声掛けください。

2点目は本日の取材の状況についてです。本日の取材の申し込みはございません。また、本会議の傍聴につきましては、東京都教育委員会傍聴規則に準じて受け付けることといたしております。本日はお二人の方の傍聴を受け付けておりますので御報告いたします。

それでは開会まで、もうしばらくお待ちください。

### 【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

皆様こんにちは。私は本日の進行を務めます、東京都教育庁指導部主任指導主事の千葉と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員7名の方々に御参加いただいております。定足数に達しております。加藤委員、田中委員、瀬戸本委員は本日所用により御欠席の連絡をいただいております。

それではただいまから、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の第1回会議を開会いたします。本対策委員会規則第3条第2項によりますと、「対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。」と規定されております。

本来であれば、東京都教育委員会より委員の皆様には直接、委嘱状または発令通知を交付すべきところですが、各委員の皆様にはすでに御自宅等に郵送をさせていただいており、これをもって交付に代えさせていただきます。

それではここで、東京都教育委員会の代表としまして教育長 浜 佳葉子から御挨拶申し上げます。

### 【浜 佳葉子 教育長】

東京都教育委員会教育長 浜 佳葉子でございます。おはようございます。

皆様にはこの度、第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また本日、公私ともにお忙しい中、この第1回委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、東京都教育委員会では平成26年8月に東京都いじめ防止対策推進条例に基づく附属機関として本いじめ問題対策委員会を設置いたしました。これまで8年間、4期にわたって、東京都教育委員会いじめ総合対策、いじめ対策取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について御審議をいただきました。本年7月には第4期対策委員会から答申をいただいたところでございます。

この答申では各学校における取組の成果として、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な

認知、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応、教職員による教育相談体制の充実に向けた取組等を通して、早期にいじめを解消に導いてきたことに対して評価をいただきました。

一方で、いじめの認知の仕方や解消の捉え方について、教職員等で認識を共有すること、全ての教職員が学校いじめ対策委員会等の役割、機能について理解を深めること、いじめに関する授業を、年間を通じて体系的に行うことなどについて、今後さらに取組の改善を図っていくことの必要性が示されています。

本日は第5期の対策委員会に際しまして、お手元にお配りしてございます事項について諮問をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、2年間の任期の中で学校の取組の推進状況等について御検証いただき、明らかとなった課題の改善に向け答申をいただきたく、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、都立学校におきまして重大事態が発生した場合には、法の規定に基づく調査を行うなどの役割を担っていただくことも重ねてお願ひを申し上げます。

東京都教育委員会といたしましては、引き続き全ての子供たちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめ問題解決に向けて全力で取り組んでいく所存でございます。

皆様のお力添えを賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

ありがとうございました。教育長につきましては、公務のためここで退席をさせていただきます。

次に、本対策委員会の委員の皆様のご紹介でございます。資料1 議員名簿に記載されている順で一人ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。まず、和田委員からお願いいたします。

**【和田委員】**

おはようございます。帝京大学教育学部の和田でございます。第4期に続きまして、この対策委員会の委員となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

中村委員、お願ひいたします。

**【中村委員】**

おはようございます。東京理科大学教職教育センターの中村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

宮古委員、お願ひいたします。

**【宮古委員】**

おはようございます。国立教育政策研究所の宮古でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

梅田委員、お願いいたします。

**【梅田委員】**

こんにちは。玉川大学教職大学院の梅田と申します。微力ですが頑張りたいと思います。今期からです。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

坂上委員、お願いいたします。

**【坂上委員】**

おはようございます。坂上と申します。第4期に引き続き、委員をさせていただきます。長くスクールカウンセラーをしていました。今期も力及ばずですが、どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

角南委員、お願いいたします。

**【角南委員】**

今期から委員をさせていただきます、弁護士の角南と言います。日本弁護士連合会の子供の人権の委員会と東京弁護士会の子供の権利と少年法に関する特別部会の委員をしておりまして、その関係でこちらに依頼を受けました。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

藤木委員、お願いいたします。

**【藤木委員】**

おはようございます。警視庁生活安全部管理官をしています藤木と申します。第4期の途中から入れさせていただきました。第5期もよろしくお願いいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

ありがとうございました。区市町村教育委員会 加藤委員、医療の田中委員、福祉の瀬戸本委員につきましては、本日は御欠席となっておりますが、皆様2年間どうぞよろしくお願いいたします。

次に事務局職員を紹介いたします。東京都教育庁指導部長 小寺 康裕でございます。

**【事務局（小寺指導部長）】**

どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

指導部指導企画課長 栗原 健でございます

**【事務局（栗原指導部指導企画課長）】**

どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

同高等学校教育指導課長 堀川 勝史でございます。

**【事務局（堀川指導部高等学校教育指導課長）】**

よろしくよろしくお願いいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

指導部義務教育指導課長代理 主任指導主事 富永 大優でございます。

**【事務局（富永指導部主任指導主事）】**

よろしくお願いたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

指導部特別支援教育指導課長代理 主任指導主事 西岡 陽子でございます。

**【事務局（西岡指導部主任指導主事）】**

よろしくお願いたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

総務部企画担当課長 岐下 英男でございます。本日は欠席でございます。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

東京都教職員研修センター研修部教育開発課長 坂本 教喜でございます。

**【事務局（坂本研修センター研修部教育開発課長）】**

どうぞよろしくお願いたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

東京都教育相談センター次長代理 統括指導主事 西尾 英里子でございます。

**【事務局（西尾教育相談センター統括指導主事）】**

よろしくお願します。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

どうぞよろしくお願申し上げます。

次に、本委員会規則について、事務局から御説明いたします。

**【事務局（栗原指導部指導企画課長）】**

指導企画課長の栗原でございます。私から御説明をいたします。着座にて失礼いたします。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則についてその要点を御説明申し上げます。資料2を御覧ください。第1条の主旨ですが、この規則は東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、本対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。第2条の所掌事項については3点ございます。

1点目は、東京都教育委員会の諮問に応じ、都や区市町村の教育委員会、公立学校におけるいじめ防止等のための対策の推進について調査審議し答申すること。

2点目はいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは東京都教育委員会に意見を述べるができること。

3点目は都立学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として、同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告すること。以上の3点です。第4条の委員の任期については2年といたしまして、第5期の任期は令和4年8月1日から令和6年7月31日までとなっております。

第5条の委員長については、「対策委員会に委員長を置き、委員の互選によって定めるこ

と。委員長は対策委員会を代表し会議を総理すること。委員長に事故があるとき等は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すること。」としています。

第6条の会議及び議事については、「対策委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」こと、「対策委員会の理事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。」こと。「都立学校において発生した重大事態の調査を行う場合の会議は、出席委員の過半数の議決により、全部または一部を公開しないことができる。」としています。

第9条の調査部会については、「重大事態の調査を行うにあたり、必要があるときは対策委員会に調査部会を置くことができる。」こと、「調査部会は利害関係を有する委員以外の委員や、専門調査員3人以上で組織する。」こと、「部会長を置くこと。」などとしています。

第10条の秘密保持については、「委員等は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」などとしています。本規則についての説明は以上でございます。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

次に、ただいま御説明申し上げた規則に基づき、委員長を選出していただきたいと存じます。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

それではいらっしゃらないようですので、どなたかを御推薦いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

**【中村委員】**

はい。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

中村委員、お願いします。

**【中村委員】**

失礼いたします。第4期の本委員会において、本委員会の座長ということで適切に運営された和田 孝 委員を推薦したいと思います。和田委員につきましては、学校教育の実務経験も非常に豊富です。また、いじめ問題をはじめ子供の健全育成、生徒指導、特別活動等、本委員会に必要な学識もおもりの専門家であるということで、ぜひ委員長をお願いしたいと存じます。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

ただいま、中村委員から和田委員を委員長に推薦したいという御発言がございました。皆様にお諮りいたします。和田委員を本委員会の委員長に選出することについて御意見はございますか。

それでは、和田委員を委員長に選出することに御了承いただける方は拍手をお願いいたします。（拍手）

委員の皆様の御了承がいただけましたので、和田 孝 委員が本委員会の委員長に選出されました。それでは和田委員長、委員長の席に御移動をお願いします。

早速ではございますが、和田委員長から御挨拶をお願いいたします。

**【和田委員長】**

ただいま、この委員会の委員長に指名いただきました帝京大学の和田でございます。第4期に引き続きまして委員長を引き続きお受けすることになりました。先ほど読み上げていただいた所掌事項の内容について円滑な協議が進められることを願っております。御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

ありがとうございました。続きまして、規則に基づき、委員長から委員長の職務を代理する者お一人を御指名いただきたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

**【和田委員長】**

それでは、委員長職務代理者として、文部科学省の立場で児童・生徒の健全育成に関わる研究をされており、本委員会の第4期の委員でいらした宮古 紀宏 委員を指名したいと思います。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

ただいま委員長から本対策委員会の委員長職務代理者として、宮古委員が指名されました。宮古委員長職務代理者から御挨拶いただきたいと存じます。

**【宮古委員長職務代理者】**

ただいま御紹介に預かりました、第4期を務めさせていただきました宮古でございます。少しでもこの会が当初の目的を達成できるように、微力ながら務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

ありがとうございました。ではこれより議事に入ります。議事の進行は和田委員長にお願いいたします。

**【和田委員長】**

それでは議事を行います。進行に御協力いただきますようお願い申し上げます。はじめに、東京都教育委員会から私どもへの諮問事項を伝達願います。指導部長、よろしくお願いいたします。

**【事務局（小寺指導部長）】**

失礼いたします。それでは私どもより、東京都いじめ防止対策推進条例第11条第2項の規定に基づきまして、下記の事項について諮問させていただきます。

「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について 令和4年11月14日 東京都教育委員会」

本諮問事項は、11月10日に開催されました教育委員会の定例会において決定したところでございます。その際、委員から本対策委員会で特に御審議をいただきたい内容として、大きく3点の意見がございましたので御紹介させていただきます。

1点目は、いじめられた子供の安全確保と不安解消が何よりも優先されるべきであり、子

供が嫌な思いをしたということに対し、どう対応していくかに焦点を当てた対策が必要であるということ、2点目は、いじめ防止対策のどこに重点を置くことが最も効果的なのか分析して明らかにする必要があるということ、そして3点目は、教員の負担が膨れ上がることのないような組織的対応や教員研修の在り方について考える必要があること。

以上の3点でございます。2年間の御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 【和田委員長】

東京都教育委員会から諮問事項を承りました。これから答申までおよそ2年間をかけて私どもで審議を進めてまいりたいと存じます。委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。それでは、次に事務局から2点御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

#### 【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

指導企画課長の栗原でございます。着座にて失礼いたします。

東京都におけるいじめ防止等の対策の概要について御説明申し上げます。はじめは都の施策の改訂についてです。「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」上巻144ページを御覧ください。一番後ろのページとなります。

資料左上、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法の主旨を踏まえ、東京都はいじめ防止等の対策を実施していくための万全の体制を整備することが必要と考え、資料中央にあるとおり、平成26年7月に条例を制定いたしました。

本書142ページを御覧ください。資料左側に法、右側に条例とその関係を示しております。条例第9条には、東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定、第10条には東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置、第11条には教育委員会の附属機関としての本対策委員会の設置、そして、第12条には知事が必要と認めるとき、重大事態の再調査を行うための組織として設置することができる東京都いじめ問題調査委員会が規定されています。

これらの条例や規則、組織等の整備により、いじめ問題に対する重層的な責任体制が整備されております。

次は、東京都教育委員会の現在の取組についてです。まず、ただいま御覧いただいております、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」ですが、これは第3期の本対策委員会の答申等を踏まえて、東京都教育委員会が令和3年2月に策定したものです。

また、本年7月には、第4期の本対策委員会から資料5にあるとおり、答申をいただいたところです。本書に基づく都内公立学校はいじめ防止等の取組について、成果と課題、今後の方向性を示していただきました。

各学校におきましては、本答申を踏まえて「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証、評価して、その改善を図っていくことが求められていると考えております。

結びに、東京都教育委員会の今後の取組です。本書82ページの下を表を御覧ください。「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の実施、検証、改善を重ね、令和7年度から都内全公立学校において、「いじめ総合対策【第3次】」に基づく取組を開始する予定です。この

第3次につきましては、第5期本対策委員会からいただく答申を踏まえ、策定してまいります。

任期満了となります令和6年7月末までの2年間、都内全公立学校におけるいじめ防止等の対策が実効的なものになりますよう、取組の一層の改善に向けた御審議を賜りますことをお願い申し上げます。

続きまして、「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、いじめの状況に焦点を当てて御説明いたします。資料6を御覧ください。

まず、いじめの認知件数です。8ページ左のグラフを御覧ください。認知件数の合計は太い線の一番右側の部分の5万9835件であり、令和2年度と比較すると、小学校、中学校、特別支援学校において増加しており、令和元年度と比較すると、小学校、中学校、高等学校において減少しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休業期間があったこと、分散登校等により、児童・生徒同士の関わりが減少したことから認知件数が減少したと考えられます。令和2年度に比べ、令和3年度の認知件数が増加した理由としては、各学校において、いわゆる3密を避けるなどの感染症対策を引き続き徹底しながらも、児童・生徒同士の関わりが増え、教職員が見逃しがちないじめを積極的に認知した結果と捉えています。

次は、解消率です。右のグラフを御覧ください。解消しているものの割合は、太い線の一番右側の部分の80.8%であり、令和2年度から3.8ポイント増加しています。いじめの解消を判断するに当たっては、少なくとも3か月を目安として、いじめに係る行為が止んでいることと、被害の多い子供が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件を満たしている必要があります。解消していないいじめが報告されている理由としては、各学校においていじめが確実に解消されるまで丁寧な対応と経過観察を行っている結果と捉えています。

次は、いじめ発見のきっかけです。13ページを御覧ください。いじめの発見のきっかけで最も多いものは、小学校では、「アンケート調査など学校の取組による発見」が3万5398件、中学校では、小学校と同じく、「アンケート調査など学校の取組による発見」が2664件、高等学校では、「本人からの訴え」が9件、特別支援学校では、「学級担任による発見」が10件となっています。なお、縦の線の左側が学校の教職員等が発見したもの、右側が学校の教職員以外からの情報によって発見したものになっています。

次は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態です。16ページを御覧ください。重大事態の発見件数は45件となっており、令和2年度と比較すると22件増加し、令和元年度と比較すると同数となっています。この重大事態とは法により、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき。」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と定められています。

また、子供や保護者から申し立てがあった場合には、学校がいじめの結果ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告調査にあたることとなっています。

最後に今後の対応についてです。17 ページを御覧ください。今後は、特に学校が保護者や地域住民との日常からの信頼関係に基づく取組を強化できるよう、東京都教育委員会が開発した学校や保護者、地域の方々がいじめ問題についてともに考え、理解を深める演習形式のプログラムの活用を促進すること。専門家の力を活用したいじめ防止対策を推進するため、学校や保護者がいじめの早期解決に向けて、初期の段階から弁護士や精神科医、心理士等のサポートを受けられるような相談体制の構築について検討すること。学校が専門家と連携した支援体制を強化できるよう、スクールカウンセラーの勤務日数を増加する検証授業等を行うことなどを通して、実効のないじめ防止対策の一層の推進を図ってまいります。説明は以上でございます。

**【和田委員長】**

ありがとうございました。ただいまの説明について御質問はございますか。限られた時間ですけれども、まとめて御質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

では、私から1点御質問させていただきます。現在、学校はコロナ禍にあってコロナの感染について子供たち同士が敏感に反応しているような状況があるのですけれども、コロナの感染であるとか、そういうところについて、それを起因としたようないじめというものについては、どのような把握がされていますでしょうか。特にコロナに関するいじめの動機について、生じてはいないのか、そのあたりを伺いたいと思います。

まとめてお伺いしますので、他の委員の方もお気づきになった点などがあればどうぞ。

よろしいですか。それでは回答をよろしくお願いいたします。

**【事務局（栗原指導部指導企画課長）】**

事務局でございます。御質問をいただきましたコロナの感染症に関するいじめということについては、こちらでは把握しておりません。実際に発生していないというふうに受け止めております。これまで東京都教育委員会として、コロナ感染症に関するいじめを生まないための指導を充実させるということで、様々な取組を行ってまいりました。

例えば、ガイドラインや通知等による周知も行いましたし、また、東京都教育委員会として独自の教材を作成しております。令和2年、この新型コロナウイルス感染症が発生して初期の段階ですけども、令和2年の7月、また11月、そして令和3年11月に漫画形式の教材ということで子供たちにも分かりやすい資料、教材を作っております。教職員研修センターにおきましても、令和2年の6月に新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別意識の解消を図る指導資料を作っております。また、同年6月には保護者向けリーフレットということで、子供の不安や悩みに寄り添うために、と題したリーフレットを配り、未然防止に努めてまいりました。以上でございます。

**【和田委員長】**

ありがとうございました。他、何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

次に、委員の皆様による審議に入りたいと思います。本日は先ほどいただいた諮問事項を

踏まえて、2点について審議を進めてまいります。1点目は、専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進についてです。はじめに事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局（栗原指導部指導企画課長）】**

専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進について御説明します。着座にて失礼します。専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進については、第4期の本委員会の答申において、いじめ防止対策を一層推進するために、東京都教育委員会が取り組む事項の一つとしてお示しいただいたところですので。本項目について御審議いただくにあたり、はじめに現在、東京都教育委員会がどのような取組を行っているのかについて、大きく3点お伝えいたします。

第一は、スクールカウンセラーによる全員面接です。「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」上巻の49ページを御覧ください。いじめられた子供が「大人に伝えたらもっといじめられる」と考えたり、周囲の子供が「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校、家庭、地域が連携して、子供が安心して相談できる環境を構築していくことが必要です。その実現に向けた取組の一環として、平成26年度から都内全ての小・中・高等学校において、スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学1年生、高校1年生を対象とした全員面接を実施し、子供が躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を整えております。

学校からは、年度当初の早い段階で児童・生徒とスクールカウンセラーとの間で顔が見える関係ができることにより、「いざというときに相談しやすくなる」、全員面接をきっかけとして「教員とスクールカウンセラーが協働して子供の支援にあたる」という体制が構築され、学校全体の教育相談体制の強化につながっているなどの声が報告されています。

第二は、学校サポートチームの活用促進です。本書112ページ、113ページを御覧ください。学校サポートチームは外部の専門家の協力を得て、学校だけでは解決できない子供を取り巻く問題の未然防止や早期解決を図るため、都内全ての公立学校に設置されています。

その構成員は教員に加え、保護者代表、スクールソーシャルワーカー、警察職員、児童相談所の職員、民生児童委員などとなっています。各学校ではこのチームを活用し、いじめを生まない環境づくりや、問題を抱えて悩んでいる子供の家庭への支援等、課題を共有した上で、解決策の立案や役割分担の確認等を行い、改善に向けて取り組んでいます。

第三は、専門家を活用したいじめ問題サポート事業です。本事業はいじめを受けた子供や保護者の支援を充実していくため、区市町村と連携して保護者等がいじめ対応の初期の段階から、法律や医療等の専門家のサポートを受けて、学校に相談できる仕組みづくりについて検討するものです。

本事業は今年度から開始しておりまして、青梅市教育委員会が取り組んでくださっています。本日は青梅市教育委員会指導室 統括指導主事 鈴木 章郎 様にお越しいただき、青梅市における具体的な実践についてお話をうかがうことといたしました。大変御多用なところ御参加いただき誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

**【和田委員長】**

ありがとうございました。

**【事務局（栗原指導部指導企画課長）】**

もう一言だけ失礼いたします。現在までの取組の推進状況や、成果、課題等について共有させていただき、委員の皆様におかれましては、専門家の力を活用したいじめ防止対策が一層推進されますよう、御審議を賜りたくお願い申し上げます。以上でございます。

**【和田委員長】**

ありがとうございました。それでは青梅市教育委員会 鈴木統括指導主事、御説明の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

**【青梅市教育委員会（鈴木統括指導主事）】**

青梅市教育委員会統括指導主事の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひします。

青梅市の専門家を活用したいじめ問題サポート事業の取組状況について御報告させていただきます。はじめに本市が本事業を希望した理由について申し上げます。

本市では各学校において年間5回のいじめ防止強化月間を設定するなど、改正されたいじめ防止条例に従い、学校と教育委員会が連携し、組織的、計画的にいじめ問題に積極的に取り組んでおります。学校は様々な事象への対応に追われており、過去の事例などからも、いじめ問題の初期対応により一層力を入れていく必要があります。そこでいじめの未然防止や初期対応の段階から、専門家と連携を密にすることで早期解決を図り、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするため本事業を申請したところでございます。

いじめ防止等の取組に対しては我々、教員の視点だけではなく、法律の専門家の視点から随時、指導・助言を得ることで、学校や児童・生徒、保護者にとってよりよい解決を図ることができると考えております。なお、各学校からは、教育委員会の中に専門家がいてくれることから、とても身近で心強いとの意見もいただいております。

本市では10月までに教育法務相談員の配置について、各学校の学校だよりにおきまして保護者に周知しております。その内容としましては、次のように統一して掲載しました。「今年度から教育委員会内に弁護士資格を有する教育法務相談員が週3日勤務しております。保護者の方もいじめ問題などの御相談ができます。ただし、個別事案の御相談には応じられない場合があります。御希望の方は、学校を通してお申込みください。」

本市の教育法務相談員は多摩地区で弁護士業務を行っており、本市に着任の前は多摩地区内の他自治体において法務担当課長を歴任し、自治体法務にも精通している方でございます。これまでに保護者からの直接のいじめ問題などについての相談はございません。

現在までの教育法務相談員の取組内容としましては、「校長会及び副校長会における教育法務相談員体制に関する周知」「校長を対象としたいじめ防止に関する研修の実施」「市内中学校の道徳授業地区公開講座でのいじめ防止授業と、その後の保護者との意見交換会の実施」「学校及び教育委員会のいじめ防止対策に関する指導・助言」でございます。

なお、いじめ以外での教育法務相談員の現在までの学校からの相談は15件、教育委員会

事務局の相談は46件となっております。今後につきましても、学校だけでは解決に至らないいじめ問題などの相談について、法的根拠に基づき適切に対応できるよう専門家と連携を密にして取り組んでまいります。私からは以上でございます。

**【和田委員長】**

ありがとうございました。それでは委員の皆様、ただいまの説明について御質問を受けさせていただきますと思います。限られた時間ですけれども、まとめて御質問をお受けしたいと思いますのでよろしく願いいたします。鈴木統括、よろしくお願いします。それでは、委員の皆様、いかがでしょうか。

では、中村委員お願いいたします。

**【中村委員】**

今、最後に件数のお話がありましたけど、いわゆるスクールロイヤー的な仕事をされているという理解でよろしいでしょうか。スクールロイヤーとは、また異なる働きの内容でしょうか。

**【青梅市教育委員会（鈴木統括指導主事）】**

例えば、学校間のトラブルとか、そういったところに対しての法的な解決方法というものの助言をいただいているところなので、スクールロイヤーと同じ活用もしているところがあります。

**【中村委員】**

ありがとうございます。それで最後に市教委の報告としては46件、相談件数というお話が今、報告がございましたけれども、内容がどんなものかなということが少し分からなかったもので、可能な範囲でお答えできたらお願いいたします。

**【青梅市教育委員会（鈴木統括指導主事）】**

例えばですが、給食に関することとか、今は一人1台端末がありますけれども、そのタブレットの破損の保険などについてとか、そういった法的に関することを教育委員会事務局の中で相談をしてもらっているという状況もあります。以上でございます。

**【中村委員】**

ありがとうございます。

**【和田委員長】**

他、何かございますか。梅田委員お願いします。

**【梅田委員】**

ありがとうございます。一つ伺いたいのですけれども、先ほど学校だよりで、教育法務相談員が週3回、保護者にも相談できるということを周知しているけれども、個別事案には応えられないということで、相談内容は大体どんなことを想定して周知しているのかを教えてくださいたいです。

**【和田委員長】**

よろしいですか。お願いします。

**【青梅市教育委員会（鈴木統括指導主事）】**

そうですね、やっぱり学校が対応をしても解決が難しい場合となると、やはり法的なものに関するようになってくるのですが、最初は学校を通さずに直接、保護者からの相談を受けるというところで考えてはいたのですけれども、そうすると実際のいじめの内容などを学校が把握できず、いじめの解消が円滑に進むことが難しいというふうに考えました。

いじめの問題の解消については、学校と連携を図りながら進めていくために学校を通して申込みを行い、相談とするというようにしております。以上でございます。

**【和田委員長】**

梅田委員、よろしいですか。他はいかがでしょうか。それでは、角南委員お願いします。

**【角南委員】**

梅田委員と同じところを私も気になったのです。もともとは直接の保護者からの相談を想定していたのだけれども、保護者が学校に言うのではなくて、教育法務相談員に直接相談できるように想定していたけれども、そうではなくて、学校を通すようになったということなののですが、現在、これまで相談が全くないということなのなのですが、それとの関係と言いますか、どうしてそのように変えられたか、ちょっと1回で分からなかったので教えてくださいませんか。

**【青梅市教育委員会（鈴木統括指導主事）】**

一応、法律的な相談は行うのですけれども、なかなか弁護はできないという弁護士の立場上のこともございまして、やはり学校を通して申し込んでもらって、学校からいろいろ話があっても、果たしてその相談内容が学校に対する不満とか苦情なのか、それとも本当に法的にいじめに対応するための相談なのかというのを、まずは見分けるというところが必要であると考え、何よりも学校から一応、申込みをいただくということにしたところです。

**【角南委員】**

ありがとうございます。弁護士はどのような立場に立っても、保護者から相談を受けたら、その受けた側の弁護、代理人をするという事は、正式に依頼を受けてからではないとしないので、相談を受けた場合に、その相談に適切な助言をするというのは、学校を通じてであろうが直接であろうができるのではないかなと思うのです。

そうすると、教育法務相談員というのは、一般的に各自自治体で子供の権利上のことなど、調整活動もする委員がいますけれども、そういう立場とは、また違った位置付けという理解でしょうか。保護者の方は、この教育法務相談員というのは「何をしてくれる人なのだろう。」というふうに理解するのが正確なのでしょうか、教えていただけますでしょうか。

**【青梅市教育委員会（鈴木統括指導主事）】**

そのあたりも現在、こちらへの相談がまだなく手探りの状況でございまして、一応、保護者などから相談を受けた場合の相談体制について、現在、フローチャートを作成して表してあります。間もなく完成させるため、手探りながら進めている状況でございまして、現時点で「こうです」というのはなかなかお伝えできないところですが、その相談体制について、こ

ちらで構築していくというところで進めております。以上でございます。

**【事務局（栗原指導部指導企画課長）】**

委員長、事務局からよろしいでしょうか。

**【角南委員】**

では、事務局からお願いします。

**【事務局（栗原指導部指導企画課長）】**

はい。事務局からでございます。本事業は、今年度からスタートしたところであります。まさに今、御説明いただいた通りまだ手探りの状態です。特に弁護士の活用については、直接、保護者が相談できる体制の方がよいのか、つまり、いじめの問題をできるだけ早期に解消していきたいということで取り組んでいますので、例えば、直接の方がよいのか、あるいは、やはりいじめ問題については学校が知っておかないといじめの問題の早期解決にはつながらない可能性もあるのではないかとということで、まさにどういう方法が一番適切なのかというのを今、探っていっている状態です。青梅市にもそのあたりを研究としてお願いしているところでございます。本委員会の委員の先生、皆様にも、ぜひこのあたりを御審議いただいて御意見を頂戴できればと考えております。よろしく願いいたします。

**【和田委員長】**

今、委員の方からも質問がありましたけど、まだ研究が緒に就いたところということで、課題がこれからいろいろ見えてくるかと思うのですね。ぜひ、それを御報告いただいて、その中で先ほど鈴木統括がおっしゃっていましたが、早い段階からいじめの問題に対して対応できてくる、そういう中で専門家がどう関わっていけばよいのか、これもぜひ考えていかなければならないかなというふうに思っております。いろいろ聞きたいことはありますけれども、また少し研究が進んだところで御報告いただければと思います。何か、今の時点で御質問されたい委員の方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは鈴木統括、御説明いただきまして、どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。ここで鈴木統括指導主事には、御退室いただきたいと思います。

それでは今、一つの事例の報告、取組を始められた青梅市の例を御報告いただいたわけですが、専門家の力を活用したいじめ防止対策を推進するためには何が必要なのか、御意見を委員の方々からいただければなと思っております。専門家の活用と言いますけれども、弁護士だけではなくて、様々ないじめに関する専門家がいらっしゃると思うのですけれども、そういった方も含めて、どのような活用が考えられるのか、御意見あるいは御存知の事例などがありましたら、御紹介いただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。

大変恐縮ですが、角南委員、先ほど御報告の中で課題と言いますか、弁護士の立場でどのようなことを感じられているのか、あるいは弁護士を活用する場合には、どの点に考慮していかなければならないのか、どのようにお感じになっていきますか。

**【角南委員】**

私自身、東京弁護士会の子供の人権救済センターというところで電話相談員を当番制で

やっています、そちらにもいじめに関する保護者からの相談、本人からの相談もあります。

また、ある自治体で教育委員会の教育相談チームに入っているのです、スクールロイヤー的なこともしているのです、学校の側の苦勞も存じ上げていますし、重大事態の調査もしたことがあるので、どちら側からも見られるというところから申し上げられるのかなと御指名をいただきまして、そう思います。

自分が弁護士として専門家だということで関わってきた経過からしますと、教育委員会の側から関わるにしても、自治体の側に入って関わるにしても、まずは子供自身が、子供の権利をどう保障するかというのが一番に考えられないと、行政の教育委員会側のニーズももちろんあって、そこを法的にどう解消すればよいかというところは、弁護士として御相談に乗らなければいけないけれども、いじめに関する事例の相談に関しては、いじめた子、同時にいじめられた側の子、そしてそれ以外のその学校、そのクラス、集団にどういうふうにしていったらよいかということの特に、学校と一緒に考えられるという視点が弁護士に求められているのではないかなとケースを重ねるに従って思っております。

どうしても弁護士というと、いじめ防止対策推進法の法に則ったとおりのことを指し示さなければいけないということを常に求められているのですけれども、実際に関わっていると先ほどあった初期対応のお話がありますけれども、法的問題以前に学校とそれから保護者、本人との間が最初の初期対応で大きく乖離してしまっていて、どんどん解決に遠い方向に行ってしまうということを見てきましたので、私も他の専門家は分からないので、弁護士としての立場からしか言えませんが、弁護士がそこに関わっているときに、「じゃあ、こういう調査をどんどん行っていこう。」という前に、どうしてその乖離状態が保護者本人と学校との間にこんなに溝ができてしまったのだろうというところを、丁寧に見ていくことをしなければいけないのではないかなというふうに何度も何度も思うことがありました。

今の御質問のお答えに全然なっていないような気がしますので、ここで一旦終わりたいと思います。すいません。

#### 【和田委員長】

ありがとうございました。私が単純にというか考えると、例えば、直接的に保護者や子供たちからの相談を受ける弁護士の立場というのは、非常に難しいだろうなと思っていました、例えば、いじめられた側が相談するのか、いじている側が「自分はやってないよ」という言い方になるのか、両方からの相談もある場合があると思いますよね。学校の対応がまずいということになれば、学校について弁護士に、「こうなんだけど」という相談をする。

しかし、学校側からすれば、弁護士はやっぱり学校の相談に乗っていただいて、その解決に当たって助言をいただきたいというような形でも考えると、保護者や子供たちからすると、「やっぱり、弁護士は学校の側についているんだ。」「教育委員会についているんだ。」という、そのような見方をされますよね。

また、真ん中に立っている弁護士が両方によい意見を言うというか、相談に乗ってあげるということは弁護士の仕事として利益相反というか、それぞれの立場を両方とも請け負っ

てしまうという、そういうことの難しさがあるのではないかなと思っています。

弁護士がいじめに介入するというか、問題の解決に介入するときに、様々な問題が起きてくるかなというのを少し私も感じるのです。そういうことを考えたときに、初期段階から法律の専門家である弁護士が関わっていく。先ほどもちょっと御説明がありましたけれども、難しさがあるのだろうなというのを感じたものですから、ちょっと弁護士の立場からどんなふうにお感じになっているのかなというふうに思っているのですけれども、そのあたりはどうですか。私なんかは、実際にそうなったときにそういうことが起きるだろうなというのを想定しながら今、御質問させていただいたのです。

#### 【角南委員】

ありがとうございます。おっしゃる通りで、私たち弁護士は利益相反を常に考えなければいけない立場になります。例えば、子供人権 110 番で保護者本人から、「いじめられているのだけれども、学校がうまく対応してくれてないのでどうしたらよいだろう。」という相談を受けた場合には、そこで助言で済んでしまう場合には、「こういうところに、ああいうところに働きかけたらよいのだよ。」「校長先生にこんな話をしてみよう。」「教育委員会に、指導主事にこういう相談をしてみよう。」というところで終われるのですけれども、実際に代理人となっていく場合は、自分の依頼者がどちらの側かというところに軸足を置きますので、被害を受けた側の代理人として行くときは、もっぱら「被害を受けた側がこういうことを実現してほしい」という立場でお話を学校とか他のところにしていく、相手にもしていくことにはなりますが、そのときに、ただ依頼側の要求だけを言っている、そもそもその子が学校から転校してしまうとかそういうことがない限りは、学校に戻って行って学校の先生や他の子供とも一緒に生活をしていかなければならないわけですから、やはり代理人として依頼側に軸足を置くものの調整的なお願いをしていきます。要求だけを押し付けるというのではなくて、学校の先生にも「とても御苦勞があったでしょうけど、実はここはこういうことで誤解が生じたみたいですよ。」というような、代理人でありながらも調整的に動くということをしていく必要があるのではないかなと思っています。

ここで、この委員会の場で考えなければいけない弁護士の専門性としては、代理人になっていく場合というよりは組織の中にいるというか、教育委員会、学校の側にいるときにどういうふうに動くかというところで、まさに和田委員長がおっしゃったとおり、そこで弁護士が前に出て行ってしまうと、どちらからの話も被害者、加害者、それから関係のないPTAの会長さんからも相談を受けてしまうかもしれないし、教育委員会、学校側のニーズもあるかも知れないというときには、そこで誰か一人の立場に寄って立つことはできないので、そこは総合的に全体を見て、学校にとって何が一番よいかということ、子供にとって何が一番よいかということを話し合い、それぞれの意見を聞きながら、コーディネーター的につないでいくということしかできないし、それが求められているのではないかなと思うところです。

#### 【和田委員長】

ありがとうございます。他の委員さんいかがでしょうか、御質問がありましたらどうぞ。

では、中村委員、お願いします。

**【中村委員】**

それでは失礼します。諮問事項でも法に基づいた効果的な取組ということで、専門家の活用という話にもなっているのかなと理解しているところですけども、今の弁護士の立場からということで初期対応の話が出されました。確かに重大事態化していったときの事例を見ていくと、最初にズレとか不信感を生じさせる何かがあるのだけど、だいたいそって調査報告書を読まない限り分からない。本当はそこが一番大事なところで、どうして初期の最初のボタンの掛け違いが起こってしまったのかって、学校の落ち度であったりとか保護者の方からのなんと申しますか、圧力に屈したりとか、いろいろなケースがあると思うのです。専門家ってどこがやるかというのは難しいかと思うのですけども、東京都でも、この5年間で重大事態の発生などをさっき数えたら、平成29年からこの5年間で1号、2号事案は180件でした。そうすると、おそらくかなりの数の調査報告書なども作成されているのかなと推察できます。

ただ、膨大な時間とか費用をかけて作成された調査報告書が、あまり公表されていないような気がしまして、そのあたりが本当に学校側に関連できる知見とか提言みたいなものってたくさんあるのではないかなと思っています。

そもそも文科省の方も、関係者がおりますけども、一回、全国の重大事態を収集して分析するというようなアナウンスをされたような気がするのですけれども、現在どうなっているか分かりませんが、東京都でもかなりの数が起こっておりますので、そういうものにちょっとスポットを当てて、そこから本当に大事な「なぜこじれたのか」「こじれてしまったのか」「ズレとか不信感が起こったのか」というところなんかを分析して、それを校内研修とかの場に戻していくということの段階に来ているのではないかなと思います。

もうちょっとで法律ができてから10年ぐらいが経ちますけれども、もはや積極的な認知とかそういうのはなくして「事例から学ぶ」ではないですが、教員免許の更新もなくなってしまって、先生方がこれからどういう研修をしていくかということに関わってくるかと思うのです。「すぐに役に立てるようなもの」をです。では、その専門家は誰かということ、私はよく分かっていません。

ただ、文科省が平成30年に作った事例集の中では、弁護士の先生方の出前授業で予算をつけて結構やっているというのを見たことがあります。おそらく、弁護士会の方でもいろんな事例を収集して、出前授業のコンテンツの方も充実されているのではないかなと思いますので、今後の検討課題にしていいただければと思います。

**【和田委員長】**

ありがとうございます。宮古委員、何か今の御発言に対して、今のお立場で何か御提案はございますか。

**【宮古委員長職務代理者】**

重大事態の内実をしっかりと分析していくというのは非常に重要なことだと考えます。し

かしながら、その分析は困難だとも考えるところです。例えば、いじめ重大事態の報告書を分析することは、おそらく多くの人的なリソースを投入すればできなくはないと思うのです。

しかし、その場合、その報告書というものがいろいろなダイナミズムの中で作り上げられているものだと思いますので、それをそのまま分析することが、果たして研究として本当に学校の先生や子供たちにとって有益な知見が出てくるかなど、そのあたりのところが難しいというところもございます。ぜひ、中村先生のお力をいただきながら、そういったところを検討することができればと思っているところです。重大事態の分析の在り方は、丁寧かつ慎重に検討していく必要があると思っているところでございます。

#### 【和田委員長】

ありがとうございます。他の委員の方々、いかがでしょうか。今回の研究というのは、専門の方で弁護士、精神科医、スクールカウンセラーの心理士というような方々の活用が考えられるかなと思うのですけれども、ただ単に子供たちのいじめに対する注意喚起や、その対応についての指導というよりは、今のように重大事態に発展しそうだ、あるいは問題がこじれそうだという、その初期段階に何か専門家の力に変えられないかという、そういう視点での研究になっていくのかなというふうに思うのです。

確かに、保護者と学校側の話し合い、あるいはそういう子供同士がいじめる側、いじめられた側の話し合いというのは非常に大事なのですけれども、第三者あるいは専門家がそこに入って介入していく場面というのは弁護士だけではなく、他にいろいろな方法が考えられるかどうか、そのあたりについて、何か事例等があれば出していただくとありがたいかなと思います。もちろん弁護士でも構いません。

では、中村委員、お願いします。

#### 【中村委員】

今の委員長の質問と少し外れますけれども、専門家を使うということは普通に考えて、専門家の専門性の提供に対する報酬というものが発生するかと思うのですけれども、予算の裏付けなどがあるという前提でこれから話を考えていくのでしょうか。

#### 【和田委員長】

当然それが生じてくるということを前提に、その必要性や効果があるということであれば予算措置をしていかななくてはいけないというふうに考えますが、私が答えることではないのですが、そういう方向になると思います。

#### 【中村委員】

東京都ではないのですが他の自治体などで、例えば、研修会を開くにも外部講師を招聘したりとか、相談をしたいときにお金が出せなくて、結局は自前でやるしかなかったりとか、教育委員会というレベルまでしかなかなか発展しないところがあります。

今度、専門家というように一步さらに広げていくとなると、その部分については、もう当然だということと考えていくということですね。分かりました。

**【和田委員長】**

坂上委員、お願いします。

**【坂上委員】**

スクールカウンセラーは、本当にこの四半世紀の間、初の調査事業から始まって、東京都は本当にいち早く全校に週1回8時間という、非常に定着、安定して学校の中に、日常生活の中にコミットできるような体制で、私も働かせていただきました。

まだ地方へ行きますと、本当にまだまだそういう状況ではなく、スクールカウンセラーもいない中、中学校や高校を卒業してしまうという方もいらっしゃるような地域もあります。

東京都は、全員面接ということを小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生に実施させていただいております。そういったわけで、本当に5年生という段階で全校の子供たちがスクールカウンセラーという人を知り、「こういう人に、何かあったら話せるんだ。」ということを知っていただくことはもうずいぶん実施していて、平成26年からになるでしょうか。子供たちには割と定着してきていると思います。

ですから、私の方はスクールカウンセラーとして、重大事案にならない、その予防的と言いますか、いじめを取り締まるとか、早く発見するという、そういう意識よりは、いじめが起こらないで済む学校環境、そういうところに何か貢献できないかということを考えています。あるいは、いじめをする側にとっても、いじめられた側にとっても、やはり、その個人では対人関係の問題で家族とか地域とか、いろいろな中で、それまでの自分というものをもっている一人の個人ですから、そのことをきっかけに考えるという、大事な転機になると思っています。私どもは加害の生徒さん、御家族、被害の方にも関わりながら、このことを契機に家族も御本人も成長したり変化したりしていけるという、本当にその初期の段階のところで、小学生だったら本当にいきかいかかそういうところでも「いじめ」と捉える方もいらっしゃるし、「喧嘩」と捉える方、「トラブル」と捉える方もいらっしゃいます。

けれども、マイナスではなくて、そのトラブルとか失敗は、その方の成長の転機になるというような観点から丁寧に毎週、伺わせていただいております。

ですから、そういう地味な働きですけれども、子供たちの声を本当に聞ける専門家として重大事案は、私はあまり経験がないですけれども、そういう働きができていればよいかなというふうに思っています。東京都の配置はとても手厚いですので、そんなふう感じております。

第4期の重大事態の事案はやはり、私にとっては高校生という方で、非常に心を痛めて、ちょっとその際はお尋ねできなかったのですけれども、本当に重大事案はその学校にしても、保護者にしても教員の方々にとっても心が痛むことですので、本当にそこまでいかないところでスクールカウンセラーやソーシャルワーカーとかが何とか役に立てるように、今後も努めてまいりたいなと思っていますところですので。ありがとうございます。

**【和田委員長】**

ありがとうございます。それでは、梅田委員、お願いします。

### 【梅田委員】

私は3月まで現場にいた者なので、現場の中でいろいろなことに遭遇してまいりました。今の専門家のお話だと、やっぱり弁護士にしても、それからスクールソーシャルワーカーにしても、こじれてから相談をする、学校も保護者もほとんどがそうだと思うのです。それを初期段階でどうするか、専門家にどう関わってもらうか、あるいは初期段階でちょっとうまくいかなかったときに重大事態にならないためにどう関わるかということは、今とても考えていかなくてはいけないことだなと、お話を伺っていて思いました。

私のいるところは、小児精神科の先生が学校と一緒に子供のことを考えたいということで、学校と一緒にケースカンファレンスをしてもらったり、ちょっと学校に来にくくなった子供の話に積極的に関わってもらったりしています。その方が来る前は、校医さんが小児科の先生なのですけれども、子供の心の問題にも向き合ってくれる。そして学校と一緒に相談してくれたことで、来られなくなりそうだった子が来られるようになり、いろいろなことが早めに解決できたりということもあったので、医療ということも視野に入れてもよいのかなというふうに私は思っています。

### 【和田委員長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。藤木委員、よろしくお願いします。

### 【藤木委員】

私が発言をすると警視庁の意見となってしまうのですが、警視庁の意見ではなく、個人の意見として話をさせてもらってもよろしいですか。いじめ問題で大事なのは早期把握、そして関係機関との情報共有、そして速やかな対応だと思っております。

早期把握なのですが、資料6のいじめの状況、13ページを見てみますと、小学校や中学校については学校の方ではほぼ把握できる。でも、高等学校になると、学校以外の場所、状況、情報による把握や発見が多いということで、やはり高校生になると自分から訴えたり、保護者に相談して、保護者から訴えたりすることが多いと思うのです。そういうところで相談窓口の広報啓発が大事かなと思います。

警視庁では、ヤング・テレホン・コーナーがあり、8時半から17時15分までは心理職の先生、専門の先生が相談に乗ります。それ以外は警察官が相談に乗って24時間体制でやっております。それに対して、やはりいじめの問題などの相談があります。匿名でも相談を受けるので、匿名だとちょっと分からないのですが、氏名とか住んでいるところとか学校名を言っていただくと情報共有ができます。

また、相談している人に聞いて、担当の管轄の警察官に話してもよいか、学校の方に連絡してもよいかということで了解を得ればできますが、了解を得られない場合はちょっとできないわけですが、もし重篤な場合は、やはり警察署には情報共有をしております。

今は、警察署の方でもスクールサポーターというOBがいて、各学校を訪問させていただいています。昔と違って今は警察のOBなのですが相談しやすく、学校に行きやすくなっております。ありがとうございます。

そのスクールサポーターからの情報を得たり、その情報を持って学校の校長先生などに相談したりしておりますので、学校とは情報共有がうまくいっているのかなと思います。

警察以外の相談窓口がいっぱいあると思いますが、そこからの情報を共有したいと考えております。その情報が何かの形で学校側、もしくはこちらの委員会の方に相談の内容が入れば、とても速やかに対応できるのではないかなと考えておりますので、もし可能であればよろしく申し上げます。以上です。

**【和田委員長】**

ありがとうございました。今日は一つの協議事項ということに、審議の内容になっているわけなのですが、青梅市からの御報告をいただいている中でも、やはり弁護士の機能とか、それから職能というか、あるいは法的な制限とかそういったものをきちっと整理していかないと動きにくいでしょうし、また早期の対応であるとか、あるいは問題がこじれてきたときの解決のプロセスを踏まえながら、どう専門家がそれに関わっていったらよいか、これからの大きな課題になるかと思えます。

今日は一つの事例の紹介と、委員の方々がおもちになっているような情報を出していただきましたので、私の方でも全国あるいは世界的にもどういう取組があるのか、少しアンテナを高くして事例を収集するなどして、この会の中でもお互いに協議をできればというふうに思っております。

まだまだ御意見いただきたいところではありますが、今後の審議の中で御意見をいただければというふうに考えております。何かこの件について御提案なり、あるいは御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係で、この議題による審議はここまでとして、次回の会議につなげてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

本日の2点目の審議事項は、いじめ防止対策推進法第28条及び30条第1項に基づく報告になっております。東京都教育委員会、いじめ問題対策委員会規則第6条第4項には「対策委員会が当該の調査を行う場合の会議は欠席した委員の過半数で議決したときは、全部または一部を公開しないことができる」とされています。

これからの審議の内容になりますけれども、本審議事項は個人情報扱うことになるため、2点目の審議については非公開といたしたいと考えますけれども、これについては御異議、ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

異議なしということで認めたいと思います。よって、2点目の審議事項については非公開といたします。ここからは非公開案件となりますので、傍聴の方、あるいは報道関係の方には御退出をいただくこととなりますのでよろしく願いいたします。

---

**【和田委員長】**

以上で本日の審議は全て終了といたします。進行を事務局にお返しいたします。

**【事務局（千葉指導部主任指導主事）】**

委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議を賜りましてありがとうございました。

最後に事務連絡をさせていただきます。会議録についてです。1か月後を目途に会議録の案を委員の皆様のメールアドレスに送信させていただきますので、5日程度の間で内容を御確認いただき、修正がある場合は御連絡をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。

ありがとうございました。